



旭川酒造組合員16社(初代一同) 大正末期頃、旧料亭「第一樓」にて(旭川市1条通5丁目)

## 良酒を生む理想的は土壌

北海道のほぼ中央に位置する旭川は、北海道の最高峰の旭岳を中心とした大雪山系の山々に囲まれ、それらを源とする4つの川がまちに潤いを運んでいます。「川のまち」としても知られる旭川は、上川平野の肥沃な大地を活かした米づくりが盛んで、国内でも有数の米どころとなっています。また、内陸性で寒暖差の大きい気象条件は、より上質でおいしく多彩な農作物を育てています。

豊富で清涼な伏流水、良質な米、そして特有の気象条件と、旭川は酒造りで最も大切な三大要素が揃う、理想的な環境に恵まれています。そのため早くから酒造りが始まり「北海の灘」と呼ばれるほどの隆盛を見せました。

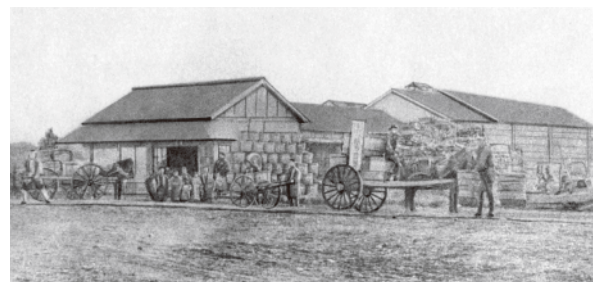
## 旭川の酒造りの創始

旭川の酒造りは明治24年に永山地区への屯田兵の入植に追従した札幌の酒造り業者の笠原喜助が永山番外地に出張所を開設、諸味（もろ味）造りを始めたことが端緒とされています。笠原喜助は翌25年に出張所を現在の旭川市1条通1丁目に移設、免許を取得しました。

その後、明治31年に滝川～旭川間の鉄道開通に伴い急激にまちは賑やかさを増していきます。酒造業者も数を増やし、翌32年には小檜山鉄三郎による小檜山酒造場（現・高砂酒造(株)）と、山崎與吉による山崎酒造場（現・男山(株)）、翌33年に日本酒精製造(株)（現・合同酒精(株)）が創業。上川酒造組合も設立され、蔵を公開して技術交流を行うなど協力して品質向上に努めました。



函館本線開通、旭川駅に入る1番列車(明治31年7月16日)



宮下通17丁目の小檜山酒造店(明治32年創業時)



酒造業の開業はその後も相次ぎ、明治末期になると工場数14、造石高1万5300石(2754kl)を計上、酒造の先進地の札幌や小樽をしのぐ勢いで、めざましい発展を遂げていきました。

## 順風満帆で迎えた黄金時代

大正になるとさらに新進業者の参加もあり、旭川の酒造業界は黄金期を迎えます。北海道の総生産量の約3割近くを旭川産の清酒が占め、大正10年頃には道内最大の清酒醸造地として名をはせます。旭川市の産業でも1位となり、まちの発展を牽引する原動力となりました。

品質向上への研鑽も地道に続けられ、昭和2年の全国品評会で小檜山酒造店が一等賞を受賞、北海道初の監督局長の表彰を受けます。これに続き翌3年には大谷酒造店が優秀賞を射止めるなど、旭川の酒造りは全国大会でも高い評価を得るようになりました。これにより多産多売から高品質の酒の安定供給へと転換し、確かな実力を付けていきました。

しかし、昭和になり色濃くなっていった戦時体制の中で酒類は配給制となり、昭和19年には旭川の酒造場が一箇所に統制されました。



野崎酒造店の店頭風景と登鶴酒造の酒蔵



## 【明治～大正期の主な創業者】

開業年次	創業者または店名	代表銘柄
明治24年	笠原喜助	笠の雪、常盤泉
明治26年	栢田亀次郎	都の松
明治31年	塩野谷辰造	旭野、天界鶴、住の井
明治32年	小桧山鉄三郎	旭高砂、北の都、旭福泉
	山崎与吉	亀甲長、金与旭、今泉、男山
明治33年	石崎鶴吉	雪の都、豊泉、寿白梅、澤乃雪
明治35年	田中藤五郎	白不二
	瀬古太郎助	金婚、銀婚、太陽
明治36年	下村正之助	旭正宗
明治37年	荒井初一	登波、丸米牡丹、旭富久、白雪、北の富士
	秋山辰次郎	辰の井、玉の井
明治39年	西倉重二郎	鬼笑、福笑
	堀川一六	宝船、喜娘
明治43年	大谷岩太郎	北海旭正宗、旭自慢
明治44年	岡田重次郎	北の誉、養老
大正3年	藤田長次郎	長生、萬代
大正4年	野崎小三郎	花の友、亀甲八千代、北海灘
大正7年	世木沢藤三郎	登鶴、千代の沢、銀の友
大正8年	旭川酒造株式会社	国の誉、北の栄、玉の響

## 復活した「北海の灘」

戦後の混乱期にいち早く旭川で復活の名乗りを上げたのは山崎酒造店で、昭和23年10月に自営を再開させます。これに続き他の酒造業者も酒造りを再開していきます。昭和26年には旭川酒造協会が設立。「北海の灘」の復活と協会のPRとして昭和32年5月に「第一回清酒祭り」が開催されました。

一方、人々の嗜好にも変化が訪れ、ビールやウィスキーといった洋酒人気が高まっています。しかし、北海道内の清酒の約3割の生産量を占める旭川では、しっかりと地に足をつけ、再度品質を顧みて蔵元が協力し合いながら、高品質への研究努力を続けます。その成果は実を結び、全国の品評会で数多くの優秀賞に輝きます。中でも昭和35年度には、旭川の全業者がこぞって優秀賞を獲得するという全国でも稀な栄光を手にし注目されました。

以来、高品質の地酒造りの技と気概は今も確かな形で受け継がれ、今年も旭川では地元の清らかな水と空気と健康で豊かな実りを原料に、丹精こめて仕込まれた、おいしい地酒が誕生しています。







① 『税金クイズ大会』旭川東税務署澤田副署長扮する「税金博士」がクイズを出題。全問正解者には図書カードをプレゼント。



② 『絵はがき表彰式』旭川美術館 長より賞状・記念品が贈呈された。(詳しくは6〜7p)  
 ③ 『動物園トークショー』飼育員さんによる弾き語り動物解説が斬新で好評だった。  
 ④ 『盲導犬育成基金募金活動』募金活動のため登場したキャンペーン犬は大人気であった。



⑤ 『租税教室』講師は青年部会員と教育大生が務めた、児童たちは楽しみに参加していた。(詳しくは8p)  
 ⑥ 『大抽選会』タラバガニなど豪華景品のあたる抽選会に会場は大いに賑わった。



代表取締役会長 盛永孝之 代表取締役社長 盛永喜之

本社・旭川市4条通5丁目左10号 TEL 0166-22-0151 FAX 0166-22-0170  
 札幌支店・札幌市中央区南1条西6丁目旭川信金ビル8階 TEL 011-271-6495 FAX 011-221-6897  
 東京営業所・東京都港区西新橋3丁目24番5号御成門ビル7階 TEL 03-6459-0787 FAX 03-5401-0273  
 関西営業所・大阪府大阪市東淀川区豊里5-13-18 TEL 06-6829-6013 FAX 06-6328-8386



# 434名が参加した一大イベント『おもしろ税ミナ〜ル2019!』



今年も法人会の一大イベントである「おもしろ税ミナ〜ル」を開催した。このイベントは、国税庁の『税を考える週間（11月11日～17日）』に併せて実施している。

次代を担う子どもたちや地域の方々に税金の大切さやあり方を考えてもらうことを目的に実施しており、プログラムには小学6年生を対象に税金は一体何に使われているのかなどを問う「租税教室」や、大人でも頭を悩ませる難問珍問に沸いた「税金クイズ大会」、夏期に募集した「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式と作品展、さらには道教育大学旭川校の学生にも参画してもらった「市長は君だ！子ども税金

コーナー」では、もしも自分が市長だったら税金をどのように使うかを考えてもらうなど、税について楽しく学べるイベントとなっている。

また、税の啓蒙活動だけではなく地域社会貢献活動の一環として、旭山動物園の飼育員さんによる弾き語りトークショー、税にかけて年貢米と銘打ったお米や数々の地元産品が当たる大抽選会、盲導犬育成基金のキャンペーン犬とも触れあえる募金活動なども実施している。

今年も各プログラムを通じて、税について考えたり、地域の皆さんが一体となって過ごしたひとときは、満足そうに帰る子どもたちの笑顔からイベントの成功を確信することが出来た。



## 医療法人社団 慶友会 吉田病院

一般内科 / 消化器内科 / 呼吸器内科 / 循環器内科 / 腎臓内科 / 内分泌内科 / 緩和ケア内科  
外科 / 整形外科 / 泌尿器科 / 眼科 / 放射線科 / リハビリテーション科 / 歯科・歯科口腔外科

旭川市4条西4丁目1番2号 TEL0166-25-1115 FAX0166-25-4650

[www.keiyukai-group.com](http://www.keiyukai-group.com)

慶友会グループ

検索

# 第11回 税に関する 絵はがきコンクール



**大賞** 吉田 暖和さん(大有小学校5年)



**大賞** 加茂 雫さん(神楽小学校5年)

女性部会では租税教育活動の一環として、全国一斉に「税に関する絵はがきコンクール」を実施している。当部会では小学校高学年を対象に夏休みにあわせて募集し、作品展と優秀作品の表彰式を11月17日(日)・アートホテル旭川にて開催した法人会『おもしろ税ミナ〜ル! 2019』のなかで行った。

応募総数は管内23校より127点、審査員長には道立旭川美術館の梶浦仁館長を迎え、大賞2点、税務署長賞や旭川市長賞など特別賞10点をはじめ入賞34点を選出した。また、大賞作品は全道審査会にも出展され加茂さんの作品が北海道知事賞を受賞した。



梶浦審査員長より賞状と記念品を贈呈(上)  
個性豊かな作品の数々…作品展の様子(下)



## 大有小学校に国税庁長官表彰 ～租税教育推進に尽力～

税の役割や納税の大切さを教える「租税教育」に積極的に取り組んだとして、大有小学校が租税教育推進校表彰の国税庁長官表彰に選ばれた。同校は20年以上前より外部講師による租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」などの作品展に熱心に取り組んできたことが評価された。表彰伝達式では玉井校長より「税に関する子ども達の長きにわたる活動が評価され大変光栄に思う。これからも継続して行いたい」と抱負が語られた。尚、本年度の国税庁長官表彰は大有小学校を含めて全国で24校が選ばれている。

おめでとう  
ございます





管内23小学校より応募総数127点、個性豊かな作品の数々に租税教育の重要性を実感

# 優秀作品紹介

総  
はがき  
上川総合振興局長賞



阿部 巧さん  
(鷹栖北野小学校 6年)

総  
はがき  
旭川市長賞



浅沼 梨乃さん  
(大有小学校 6年)

総  
はがき  
旭川中税務署長賞



笠原 吹さん  
(春光小学校 5年)

総  
はがき  
旭川東税務署長賞



長井 杏樹さん  
(愛宕東小学校 4年)

総  
はがき  
旭川市教育長賞



内海璃衣菜さん  
(東栄小学校 5年)

総  
はがき  
旭川市PTA連合会会長賞



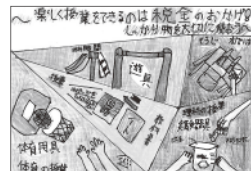
岡本 悠里さん  
(大有小学校 6年)

総  
はがき  
旭川商工会議所会頭賞



稲村 優貴さん  
(西御料地小学校 5年)

総  
はがき  
税理士会旭川支部長賞



武市 二胡さん  
(旭川小学校 6年)

総  
はがき  
旭川中法人会会長賞



山内 結羅さん  
(高台小学校 4年)

総  
はがき  
旭川東法人会会長賞



板垣 歩佳さん  
(神楽小学校 6年)

総  
はがき  
準大賞



中澤 凜音さん  
(近文第一小学校 6年)

総  
はがき  
準大賞



大野由瑞穂さん  
(東町小学校 4年)

総  
はがき  
一  
優  
秀  
賞

- 花釜 実咲さん(旭川第二小学校 6年)
- 大田 泰士さん(愛宕東小学校 5年)
- 小松 和奏さん(共栄小学校 6年)
- 齋藤 由奈さん(正和小学校 6年)
- 夕川 里彩さん(大有小学校 4年)
- 平井 穂香さん(千代田小学校 5年)
- 井口 聖梨さん(西御料地小学校 4年)
- 荒谷 成美さん(東町小学校 5年)
- 牧野 真宙さん(比布中央小学校 5年)
- 松岡 武蔵さん(比布中央小学校 5年)



総  
はがき  
一  
奨  
励  
賞

- 杉澤結笑頼さん(旭川小学校 6年)
- 高柳 乃娃さん(旭川小学校 6年)
- 牧野 朱里さん(旭川小学校 6年)
- 澤村 姫奈さん(旭川第二小学校 6年)
- 高橋 菜希さん(旭川第二小学校 6年)
- 森本 花凜さん(神楽小学校 5年)
- 及川 陽太さん(正和小学校 5年)
- 加藤 遥斗さん(東五条小学校 5年)
- 野内 海成さん(比布中央小学校 5年)
- 石井 颯さん(附属旭川小学校 4年)



## 青年部会による租税教室

今年は7小学校で開催

青年部会では管内の小学校を訪問し、6年生を対象に租税教室を実施しているが、今年度は鷹栖北野・北光・神居東・東光・朝日・西神楽東五条の7校で開催した(知新はインフルエンザによる学年閉鎖のため中止) 次代を担う子どもたちに税金の役割や使い途などを考えてもらおうと、身近な施設や学校を題材にクイズ形式なども取り入れて、楽しく分かりやすい授業を心がけた。また、キャリア教育の一環として、講師自らの経験を通してこれからの生き方などについて語りかけると、児童たちも将来の夢や目標を熱っぽく答えてくれた。

例年「税を考える週間」にあわせて開催しているイベント「おもしろ税ミナ〜ル」でも租税教室を実施しており、今回は21校より37名もの6年生と多数の家族らが参加した。あわせて道教育大旭川校の学生にも参画してもらい「市長は君だ！子ども税金コーナー」と称したブースにも約100名の親子らが参加し、市長になった子どもたちから自分が考える税金の使い途が提案された。参画した学生にとっても、経営者からなる青年部会員と運営にあたり、子どもたちと密に接する機会は貴重な経験となったようだ。



朝日小学校における租税教室の様子



大学生とのコラボ「市長は君だ！子ども税金コーナー」

## 青年部会『皆勤賞』決定!

今年度より青年部会活動の活性化を目的として、定例の青年部会行事（但し3月会合は中止）すべてに参加された会員に対して皆勤賞が設定されました。受賞された皆様には新年度総会において記念品を添えて表彰させていただきます。

### ◆『皆勤賞』受賞者◆

阿部 安 弘 (株近藤染工場)  
 伊藤 洋 輔 (株プロフェッショナル)  
 川 渕 裕 (大同生命保険株)  
 菊池 章 仁 (株川建)  
 玉井 利 一 (旭陽電機株)  
 辻口 享 泰 (赤川建設興業株)  
 外崎 裕 二 (株セーブ・エナジー)  
 鳥海 一 宏 (A I G 損害保険株)  
 本間 公 浩 (有ランマーケット)  
 前田 昌 己 (株日専連旭川)  
 保井 一 郎 (保険サービス株)  
 渡辺 雅 人 (新谷建設株)

### 【令和元年度『租税教室』等の実施状況】

開催日	学校(行事)名【参加児童】	講師担当
11月17日	おもしろ税ミナ〜ル! 租税教室 【37名】 市長は君だ(略) 【100名】	小林・学生 会員・学生
12月3日	鷹栖北野小学校 【54名】	本間・外崎
12月11日	北光小学校 【40名】	東堂・本間
12月12日	神居東小学校 【64名】	福居・菅野
12月19日	知新小学校(※中止)	
12月20日	東光小学校 【115名】	井上・大熊
1月24日	朝日小学校 【36名】	本間・福居
1月28日	西神楽小学校 【19名】	牧原・落合
1月30日	東五条小学校 【39名】	田村・長勢



## 女性部会全道大会

令和2年度は旭川にて開催

10月18日(金)札幌市に於いて第20回女性部会全道大会が開催され、旭川両女性部会からは総勢36名もの大所帯で参加した。大会では税に関する絵はがきコンクールの表彰式や女性部会活動の事例発表などが行われ、全道各地の女性部会との交流も深めた。また、次回開催地は旭川に決定されており、大会各所において旭川大会のPR活動を行うとともに大会運営のノウハウを得ようと細部まで視察や情報交換も行った。



大会式典の次回開催地PRの様子

## 四団体合同新春研修会

2月4日(火)アートホテル旭川に於いて、旭川中・東法人会の青年部会と女性部会が一堂に会する恒例事業、四団体合同新春研修会を開催した。講師には阪副署長(旭川中署)と澤田副署長(旭川東署)を招き、お酒にまつわる話やキャッシュレス納付について紹介された。研修後のニューイヤーパーティでは各部会の趣向を凝らしたアトラクションなど盛会裡に終了した。



## 税務研修会&きき酒会

12月3日(火)OMO 7旭川に於いて青年部会女性部会合同による税務研修会・きき酒会を開催した。前半の研修は旭川中税務署の阪副署長より「相続税・贈与税のしくみ」と題して講義を受けた。引き続き恒例のきき酒会では、日本酒はもとよりビールやワインさらには水やお茶など7種類22品目に挑戦、第27回目を迎える今年の名人は金聖一氏(トーエー企業株)に輝いた。

### <第27回きき酒会 成績結果>

名人	金 聖一 (トーエー企業株)
準名人	荒井 克典 (荒井建設株)
3位	保井 一郎 (保険サービス株)
4位	生駒 光宏 (丸駒シビルサービス株)
5位	仙波 靖裕 (旭川信用金庫)



研修会の様子ときき酒名人に輝いた金会員

## 女性部会顧問 島崎京子氏ご逝去



女性部会初代部長として卓越したリーダーシップのもと女性部会発足を牽引され、会の発展に貢献された島崎京子氏(北海道ロア工房株)が、昨年12月16日、享年95歳をもってご逝去されました。

会員一同、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 多彩な研修会・セミナーを開催

当会では定期的に税務研修会をはじめ経営に役立つ様々なセミナーを開催している。令和元年度は下記の通り6回開催し計600名を超える方々が受講した(尚、春期講演会(3/9)は新型コロナウイルスの影響により中止)

### 令和元年度 研修会開催状況

- 6月3日 税務講話(出席85名)**  
 講師 旭川中税務署長 小倉 純夫 氏  
 テーマ 税制改正等の概要について
- 6月26日 経営セミナー(出席80名)**  
 講師 弁護士(プロネットワーク5)皆川 岳大 氏  
 司法書士( // )上村修一郎 氏  
 税理士( // )大久保昌宣 氏  
 テーマ 会社を守る契約書の作り方  
 株主総会開催の実務、事業・財産の承継
- 9月12日 経営セミナー(出席128名)**  
 講師 社会保険労務士 今井 貴之 氏  
 テーマ 働き方改革の狙いと企業への影響
- 11月28日 税務研修会(出席101名)**  
 講師 旭川中署法人1統括官 工藤 博志 氏  
 旭川中署資産統括官 中塚 雅一 氏  
 旭川東署法人1統括官 伊藤 慎吾 氏  
 テーマ 事業承継税制のあらまし  
 消費税軽減税率制度について
- 1月27日 新春講演会(出席162名)**  
 講師 北海道新聞旭川支社長 児玉 真史 氏  
 テーマ 北海道、旭川とオリンピック
- 2月21日 実務者向け税務研修会(出席46名)**  
 講師 旭川中署法人1統括官 工藤 博志 氏  
 旭川中署審専官付上席 宮本 正之 氏  
 テーマ 改正税法、法人税等申告の実務について



11月28日開催の税務研修会の様子



1月27日開催の新春講演会の様子

## 令和元年度納税表彰(関係分)

永年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚等に尽力された方々が納税表彰の栄に浴されました。受表彰者の皆様にはその功績に対して衷心より敬意とお祝いを申し上げます。

### ◆国税庁長官表彰

旭川中地区納税貯蓄組合連合会顧問  
**鈴木 盛 策 氏**

### ◆旭川中税務署長表彰

当会女性部会副部会長  
**伊藤 けい子 氏(道内建設(株))**



特定建設業 確かな技術と誠意で、地域社会に貢献する

# 畠山建設株式会社

代表取締役会長 畠山 五郎

代表取締役社長 畠山 好司

本社 旭川市9条通12丁目3号  
 札幌支店 札幌市白石区北郷9条7丁目10-25

電話代0166-22-2261 FAX代0166-24-2057  
 電話代011-598-1725 FAX代011-598-1726



## 令和2年度税制改正に関する提言

法人会では毎年税制改正に関して、健全かつ中小企業の活性化に資する税制の構築を目指し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言している。昨秋開催された第36回法人会全国大会<三重大会>において、令和2年度税制改正に関する提言が決議され、これを受けて当会でも12月19日に地元選出議員や旭川市長・旭川市議会に対して提言書に基づく税制改正事項の実現に向けた要望活動を行った。

## 新設法人説明会

2月17日(月)旭川商工会議所に於いて、会社設立後1年未満の企業を対象に税務研修会を開催した。講師には旭川中・東税務署より法人担当官を招き、会社設立から初めての決算・申告までのポイントや法人税・消費税・源泉所得税等の経理処理や留意点など実務に関して講義を行うとともに、法人会の各種活動も紹介し入会勧奨を行った。

## お知らせ

### ●令和2年度通常総会・税務講話・懇談会

開催日 6月1日(月) 17:00~

場 所 アートホテル旭川

### ●青年部会女性部会定時総会・合同懇談会

開催日 6月10日(水) 18:00~

場 所 アートホテル旭川

### ●女性部会全道大会<旭川大会>

旭川での開催は16年振りとなります。全道30法人会の女性部会員が一堂に会する全道大会に皆様のご協力をお願い申し上げます。

開催日 10月23日(金)

場 所 アートホテル旭川

### ●研修会皆勤賞、会員増強表彰について

令和元年度より研修事業の活性化と組織強化を目的として研修会皆勤賞、会員増強表彰を設定しております。当会通常総会において記念品を添えて表彰させていただきますとともに次年度以降も継続して参りますのでご協力願います。

## ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、4月30日(木)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センタービル1階  
(公社)旭川中法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。法人会オリジナル正解者から30名様に図書カードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)  
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアクサイバー」(グラフィック社刊)。



電気設備・設計・施工  
株式会社 田島電気商会

代表取締役 田島 克規

070-0061 旭川市曙1条3丁目2番1号 TEL0166-22-8308

どんな事でもお気軽にご相談ください

電気工事、通信設備工事、消防設備工事、LAN工事、防犯設備工事、店舗・工場等メンテナンス

# お店や会社の広告を封入しませんか？

- ★封入手数料……会員 10,000円(税込)・非会員 30,000円(税込)
- ★配布先……………(公社)旭川中・東法人会会員企業約2,100社(親会所属会員のみ)
- ★チラシサイズ…A4サイズ以内(印刷済のものを持ち込んでいただきます)
- ★発送時期……………3月・7月・10月・12月などを予定

お問い合わせ

(公社)旭川中・東法人会  
〒070-0043  
旭川市常盤通1丁目  
旭川商工会議所1階  
TEL (0166)29-3330  
FAX (0166)29-3322

## ● 発送までの流れ ●

1. 事前にお申しいただき、封入チラシの内容等を確認させていただきます。
2. 発送予定日の1週間前までに印刷済のチラシを法人会事務局までお届け願います。
3. 封入の上、全会員企業宛に発送いたします。
4. 封入手数料をご請求いたします。

- ・ 発送時期は1年を通してございますが、その都度異なりますので法人会事務局までお問い合わせ下さい。
- ・ チラシは原則1枚ものとしたしますが、パンフレット等の場合はお問い合わせ願います。(但し追加料金をいただく場合がございます)
- ・ 封入希望多数の場合は、先着順により1回につき5社までとします。
- ・ 一部の地域のみのお届けは出来ません。
- ・ チラシの掲載内容について、次のような記載がある場合は封入をお断りいたします場合がございます。  
\* 誹謗中傷  
\* 公序良俗に反するもの  
\* 法律上取引が禁止されているもの  
\* その他、封入が適当でないと思われるもの

当会ではA4版封筒にて年4～5回程度、広報誌や研修会の案内などを会員へ発送しておりますが、現在、サービス事業として、会員企業(非会員企業も可)の皆様のチラシなどを封入するサービスをおこなっております。難しい手続きはございませんので、是非ご利用いただきますようご案内申し上げます。

## 企業・お店のPRに!

# 法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関するQ&A

会員企業はもとより一般企業(一部制限あり)の方も掲載いただけます。登録料・手数料は一切かかりません。

- 配 布 先 / (公社)旭川中・東法人会会員企業約2,100社
- 年間発送予定 / 3月 / 7月 / 10月 / 12月

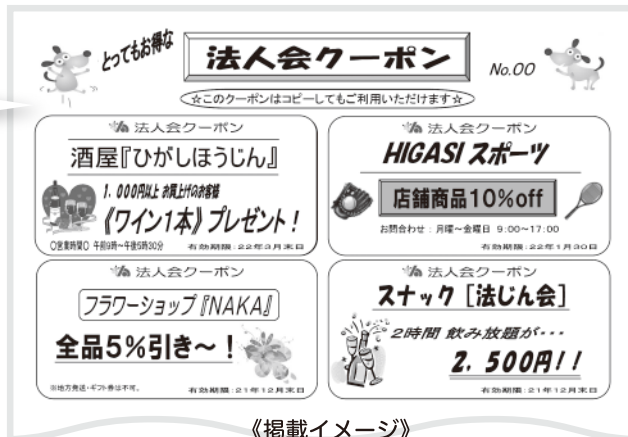
★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。  
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

宣伝効果間違いなし!

表面
会社・店舗名 割引内容・注意事項など
裏面
住所・TEL 地図・会社PRなど

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。







# 行動する法人会

## 令和2年度税制改正に関する提言

全法連では、令和2年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 自民党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業)《10月31日》

財政・金融・証券  
関係団体委員長 **村井 英樹氏** 他



### 公明党

税制改正要望等ヒアリング 《11月5日》

財政金融部会長代理 **熊野 正士氏** 他



### 総務省

《11月14日》

自治税務局長 **開出 英之氏**



左から 田中税制副委員長、開出自治税務局長、  
飯野税制委員長、松崎専務理事

法人会では毎年税制改正について、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しています。本年も10月3日に開催された全国大会において「令和2年度税制改正に関する提言」が決議され、旭川中・東法人会でも地元選出の国会議員をはじめ市長・市議会に対して提言活動を行いました。

### 共同会派

財務金融合同部会ヒアリング 《11月20日》

**末松 義規氏** **古川 元久氏** 他



共同会派：立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す  
国民会議、社会民主党で構成する会派

### 財務省

《10月17日》

財務副大臣 **藤川 政人氏**



左から 藤川副大臣、飯野税制委員長、  
田中税制副委員長、松崎専務理事

### 国税庁

表敬訪問 《12月18日》

長官 **星野 次彦氏**

次長 **田島 淳志氏**

課税部長 **重藤 哲郎氏**



右手前から 重藤課税部長、星野国税庁長官、田島次長  
左奥から 田中税制副委員長、小林会長、松崎専務理事

この他に中小企業庁などに対して提言活動を行いました（役職等は当時のものです）

## 遅ればせながら 年頭の意気込みを

(株)アートホテルズ旭川  
総支配人

草嶋 一介



2020年になり丸2か月が経過しました。何といても猛威を振るう新型ウイルスに世界中が震え上がる波乱のスタートとなりました。前回の東京オリンピックの年に生まれた私にとって、2度目の開催となる今年は感慨深い年となるはずですが…、今は一日も早い収束をお祈りいたします。

昨年末に高校時代の友人らと恒例となる同期会を開催しました。55歳という年齢は面白いもので、同い年とはいえ見た目もステータスも様々です。いまだ独身を貫き謳歌しているものもいれば、娘が可愛くてしょうがなく「姫様」あつかいするデレデレ親父や、スマホで孫の写真を自慢するおじいちゃんなど、三者三様が集う楽しい宴席でした。そんな友人らの口からはゴルフや、スノーボード、ロードバイクなどのアクティブな休日の過ごし方を楽しむ声が聞こえてきます。ガンプラやテレビゲーム以外は「三日坊主」を自称する私の場合、これまでにいろいろとチャレンジしてみたものの長くは続きません。直近では、頭の上から足元までばっちり準備して始めたスポーツジムが1か月もたずに頓挫してしまいました。今年はオリンピックイヤーということもあり、少なからずの意気込みを感じているところです。休んでいるスポーツジムへのカムバックと、数年前に運動のためとねだって購入した自転車に乗ることが「脱・三日坊主」宣言です。

こうやって公言してしまうと後に引けなくなってしまうので、この原稿を出稿するかどうか非常に悩みましたがあえて出すことに。これまでの「自分に優しく」を「厳しく」に気持ちを改め、充実した一年を送りたいものです。そして今年の年末の同期会では、そんな自分を披露する姿を想像し、ほくそ笑んでしまう春待ち遠しい今日です。

## 女性部会全道大会 開催に寄せて

(株)丸一山田楽器店  
代表取締役

山田 陽子



今年2020年は輝かしいオリンピックイヤーです。記念すべき年の10月23日に、女性部会全道大会を旭川にて開催する運びとなりました。全道30単位会、300有余名が一斉に旭川の地に集います。経済効果もさることながら、旭川の見所・味処をビッグにアピールできる大会になると考えただけで心が踊ります。しかしながら、驚異を感じる新型コロナウイルス。今は蔓延が1日も早く終息するようお祈り申しあげます。

全道大会開催という最も大きな責任が生じる時期に、女性部会長を務めますことを大変光栄に存じますが、反面、重責に押しつぶされそうになる感も抱いております。その様なとき、今は亡き島崎顧問が作られましたモットー『楽しく、元気に、一所懸命』と、口ずさむ様に唱えると、不思議と愛唱歌を聴いた様な安堵感を覚え、穏やかな『力』を受け止める事ができます。

さて、大会を前に改めて女性部会の役割は…と考えますと、税の啓発活動、地域社会への貢献活動、そして女性部会会員として公益性の高い活動に積極的に取り組む等があげられます。これらを踏まえた上で、時代と共に変化し多様化する法人会活動の担い手として、大きな役割を果たしていると考えます。その中でも女性部会独自の取り組みであります「税に関する絵はがきコンクール」は小学生に対する租税教育活動ですが、この活動が会員の意識向上の大きな柱となっております。

全道大会開催は第5回大会以来16年振りとなります。大会を10月23日にひかえ、旭川中・東西女性部会は、所属は違えど掲げる旗は同じであります。今、同じ旗の下、一致団結し絆を深め全道大会へと全力で取り組んでおります。どうぞ関係各位の皆様、女性部会全道大会の成功を願い温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

女性部会の皆様、楽しく元気に一所懸命！



# 経営者のための 法律相談

# Q&A



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

## Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長瀬剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

## 株主総会について

# Q

私は会社を運営していますが、今まで株主は私一人でした。しかし、この度増資をした関係で、株主が複数になりました。今まで私しか株主がいなかったため株主総会を開催していなかったのですが、今後はどうしたらよいですか。また、株主総会がどのようなものか分からないので教えてください。  
(飲食店等経営会社・代表取締役46歳)。

# A

今回は株主総会についてご説明します。

### 1 株主総会とは

株主総会は、株主を構成員として、会社の基本的事項についての意思決定を行う機関です。簡単にいうと、株主が一同に会してある議案に対して賛否の意思表示をする場になります。取締役会や監査役、監査役会は必要に応じて設置される機関であるのに対し、株主総会は会社であれば必要不可欠な機関です。

したがって、相談者の会社においても次の例外を除いて株主総会を開催する必要があります。

**例外①** 株主が1人しかいない一人会社では、1人の株主が出席すれば株主総会は成立するため、総会の開催は不要と考えられています。

**例外②** 議決権を行使することができる株主全員が取締役又は株主の提案に書面等により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決した株主総会があったとみなして、総会の開催自体を省略することができます(会社法319条1項)。

以下では、株主総会の概要を説明します。

### 2 株主総会の種類

株主総会には、毎事業年度の終了後一定の時期に招集される定時株主総会と、必要に応じて招集される臨時株主総会があります。

### 3 株主総会の招集

株主総会の招集は、株主に対して招集通知を原則総会日前に発する方法により行わなければなりません。これは、株主に出席の機会と準備の期間を与えるためです。招集通知の発送時期ですが、公開会社(株式の一部又は全部に譲渡制限がない会社)では株主総会日の2週間前までとされています。これに対し、非公開会社(全ての株式が譲渡制限株式である会社)では原則1週間前までとされており、取締役会が設置されていない会社においては定款で更に短縮することが可能です。

もっとも、非公開会社であっても、書面投票や電子投票を認める場合には公開会社と同様に2週間前までに招集通知を発送することが必要なので注意が必要です(299条1項)。

また、取締役会が設置されている会社である場合、取締役会が設置されていない会社であっても書面投票・電子投票を認めた場合には、招集通知は書面で行う必要があります(299条2項)。

### 4 決議方法

各議案に対する表決は、定款での定めがない限り、投票・挙手・起立等の適宜の方法で多数決により行われます。なお、原則として1株につき議決権が1つ与えられ(1株1議決権の原則)、この議決権数を基準として決議の成否が判断されます。

決議は、決議事項の重要度により普通決議、特別決議、特殊決議に分かれ、それぞれ決議に必要な議決権数が異なります。例えば、取締役等の報酬の決定では普通決議が要求され、出席株主の議決権の過半数が必要となります。また、事業譲渡の決議では特別決議が要求され、出席株主の議決権の3分の2以上が必要となります。

### 5 さいごに

以上の説明は原則的な株主総会に関するものです。会社法では、会社の構成に応じた規定がなされており、多くの例外規定も存在していることから、どのように株主総会を開催すれば適法なのか分かりにくくなっています。なお、株主総会を開催しなかった場合には100万円以下の過料に処される可能性がありますし、場合によっては後々株主から訴訟提起されるおそれもあります。

したがって、不明な点がある場合には、専門家である弁護士・司法書士等に相談の上、適法に株主総会を開催することをお勧めします。

今年は



子年

## 子年経営者「随感随筆」

### 6回目の干支を迎えて想うこと

旭川ガス株式会社

取締役相談役 大沼 克己氏  
(昭和23年生まれ)



令和2年は穏やかな幕開けで始まり、私も入社50年目に入り6回目の干支を迎える年となりました。年齢も積み重ねるに伴い、1年経過は非常に早く感じております。振り返れば時間は相当なものだが、気が付けば時間経過の早さが身に沁みます。半世紀サラリーマン生活を続けてこられたことに感謝したい。旭川の景気も50年前の成長期と異なり、今や冷え込みを年々感じ、将来的には高齢化・少子化等、回復方向と逆行している状況には寂しさを感じるころです。

入社50年目・6回目の干支を迎えるにあたり、会社創設時からの径の一端を記したい。当社は昭和8年に設立し、翌昭和9年9月2日に753件に供給しスタートしました。設立については、昭和3年頃旭川の経済界の重鎮達が伊勢神宮参拝にいった時、初めて大きなガスタンクを見て旭川に戻り、旭川程度の都市でもガス事業が行われていることに感銘を受け、ガス事業を興すことを計画されたものです。

当時のエネルギーは薪や炭であり、これに代

わるべく新しい燃料としてガスを普及させるとの使命感に燃え、市内の有力者を説得し賛同を得て会社設立に第一歩を踏み出しましたが、当時は全国的に不況の影響で株式を引き受ける人がなく、数回にわたり延期願いを提出し、ようやく昭和8年暮れに創立にこじつけることができました。

現在はある程度市内のお客様に認めて頂いておりますが、何処の会社も同じと思いますが、どうしても現実を見ることが優先されるのは理解できるが、会社にいる限りは創設時の苦勞をどこか頭の隅に残して頂きたい。その為に年功者がどの様に伝承すべきかを考えることが大切だと思います。

旭川ガスとして大きな出来事として認識しているのは、一つとして想像もしていなかった江別ガスとの合併である。経営悪化した江別ガスと色々問題はありましたが、昭和57年1月に合併し旭川ガス江別支社としてスタートし、現状は札幌のベットタウンとして人口も増え、沢山の皆様を使用して頂いております。



# 荒井建設株式会社

取締役社長 荒井 保明

〒070-0054 北海道旭川市4条西2丁目2番2号 TEL(0166)22-0121 FAX(0166)24-0759



二つ目は、企画から終了まで17年間（平成4年～平成21年）を費やした天然ガス事業である。事業費も当社年間売上高より多額を投資し、会社として第2の創業と位置付けし、旭川ガスグループ全社員が事業内容を共有し無事故でやり遂げることができました。結果として、この事業を完遂した訳ですが、経緯は都市ガス原料が石炭から石油系（ナフサ・ブタン）へ移行するなか、大手事業者は昭和40年代から続く石油事情の不安定があり、液化天然ガス（LNG）導入を開始し、経済発展に伴ってガス導管の輸送能力を増強する必要があり、熱量変更が実施されることになり、平成時代には中堅事業者が熱量変更を実施し、都市ガス原料の大部分が天然ガスへ移行したことに由ります。しかしながら、最大の課題は天然ガス入手ルートの困難であり、パイプラインでの供給は不可能な状況から、一時は代替エネルギー（SNG）で供給ということで進めていましたが、本来の天然ガスでなく供給面でも課題として残っていましたが、現在天然ガスを購入している企業から、天然ガスを液化（マイナス160度）し旭川まで届けるとの提案を受け、鋭意検討の結果、平成11年に北海道産天然ガス（勇払ガス田）導入の決意となりました。平成15年より転換事業をスタートし、平成21年江別地区を終わり総て完了となり、現在転換終了後10年が経過し、お客様のご支援を頂きガス販売量も着実に伸び、あらゆる分野でお客様から選択されております。

思い出に残るのは、2008年・2009年に勇払ガス田が縮小し、契約数量維持がやっと確保できる状況となり、プラスの手当ては厳しい時代がありました。併せて、この時期は原油高騰でホテル等大口需要顧客が重油を使用していたが、

高値が続きすぎにでも天然ガスに切り替えて欲しいとの温かい声を多く頂きましたが、肝心の原料である天然ガスが調達出来ず大変ご迷惑をおかけしたことが悔いに残っています。

現在当社は創業87年を迎え、90年、100年に向け健全な会社経営を維持し、今後の社会情勢に十分対応すべく旭川ガスグループ形成が求められるのと、将来的にもガス事業の第一主義である安全・安心を貫き、エネルギー供給に邁進し「常に選択される企業」を目指し努力して参りたいと考えております。

私自身も常勤を退任し非常勤となり、今感じることには日々の緊張感が薄れていることです。これからも長き人生を続ける為には色々なことを経験できる環境を多く維持し、人生を楽しんで健康寿命を第一に掲げ頑張りたいと思います。



● 法人会シンボルマーク ●

中央の円は「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」をあらわしています。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

● けんた ●

「いぬ」は、チームで行動し、人間のパートナーとしてのイメージが強く、身近な存在。法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」=「ケン」=「犬」と結びつくことから親しみやすいキャラクターとしてオリジナルのデザインを作成。愛称は、機関紙「ほうじん」誌上で公募し、応募総数329点の中から選ばれました。「けんた」は、全国各地の法人会の会報やラッピングバス、鉛筆やノートなど数種のオリジナルグッズなどに使用されており、さまざまな場面で活躍しています。

大地と水のコンサルタント

DAITCH



大地と水から生命を創造する

「EARTH=大地」 「WATER=水」 「LIFE=生命」

大地コンサルタント株式会社

代表取締役社長 千葉新次

■本社／旭川市4条西2丁目1番12号  
■札幌支社／札幌市中央区南16条西12丁目3番17号

〒070-0054 TEL.0166-22-7341 FAX.0166-22-9333  
〒064-0916 TEL.011-520-0556 FAX.011-520-0560

健康  
問題あなたの口、臭くないですか？  
～歯からくる口臭について～オー エツメイ  
エツメイ デンタルクリニック 院長 呉 悦明

## ● はじめに

最近、世間では何かと「～ハラスメント」と言われる時代。そのなかの一つが、スメルハラスメント。よくスメハラと言われているものです。「スメル＝臭い」という意味ですから、スメハラとは「臭いハラスメント」ということになります。スメハラの原因となる「臭い」には体臭、香水、柔軟剤などのおい、そして口臭があります。しかしこの口臭も自覚があればいいですが、ほとんどが自覚はありません。だけど気になる口臭。今回は、口臭とお口の中の病気についてお話していききたいと思います。

## ● 口臭の種類

口臭と言っても、種類があります。大きく分けて生理的口臭と病的口臭です。

## —— 生理的口臭 ——

生理的口臭とは起床時や空腹時、月経時などに起こる口臭で誰にでもある口臭です。人の体は唾液の殺菌作用や自浄作用によってお口の中が維持されています。しかし、その唾液が少なくなると殺菌作用や自浄作用が低下するため口臭の原因となるわけです。唾液が少なくなる原因として加齢やストレス、緊張などがあります。

## —— 病的口臭 ——

病的口臭には全身由来と口腔由来があります。全身由来の口臭の原因として、糖尿病、肝疾患、腎疾患、消化器疾患、耳鼻咽喉系疾患、呼吸器系疾患などがあります。蓄膿症や胃もたれなどで口臭がすることがありますが、原因を取り除けば口臭はおさまります。口腔由来の口臭については舌苔、歯周病、う蝕、口腔粘膜の疾患、義歯の清掃不良などがあげられます。

このように口臭はいくつかに分けられますが、その原因のほとんどは「口の中」にあります。

特に歯周病やう蝕（虫歯）による口臭は、口の中のタンパク質が細菌により分解され臭いを放つたり、食べかすを細菌が分解して腐敗臭を放つためとても「臭い」が強いです。そこで、口臭の最大の原因とも言えるべき歯周病とう蝕について解説していききたいと思います。

## —— 歯周病 ——

国民の8割がかかっている「国民病」とも言われる歯周病。しかし、ほとんどの方は歯周病になっている自覚もなく、歯周病がどんな病気なのかもよく知らないのが現状です。歯周病とは、歯を支えている歯周組織（骨）が炎症により溶けてなくなっていく病気です。原因は、バイオフィルムと言われる、細菌が作り出す汚れの膜のようなものです。イメージでいうと配管のぬめり気に似ています。このバイオフィルムが歯の周りに付着します。そうすると、バイオフィルムと接している歯肉に炎症が起きます。この時点でバイオフィルムが取り除かれれば炎症がすぐに収まり何事もなく過すことができますが、バイオフィルムが残ったままだと炎症が悪化し少しずつ骨が溶けていき、最終的に歯が抜けてしまいます。しかも自覚症状に乏しく、気付いた時にはかなり進行していることが多く、一度骨が溶けると二度と回復しないため進行すればするほど歯を喪失する可能性が高くなります。歯周病の分かりやすい症状として、歯茎からの出血、歯茎の腫れ、歯の動揺、そして強烈な口臭があります。出血や腫れ、動揺は自覚しやすいため歯周病に気づきやすいかもしれませんが、しかし、最も分かりやすいはずの口臭ですが自覚することが困難なうえ、周りの人もデリケートな部分のため指摘しづらい側面があります。そうするといつのまにか強烈な口臭を放つスメハラ当事者になってしまうわけです。

## —— 歯周病予防と治療法 ——

歯周病の最大の予防法は歯磨きです。歯周病の原因であるバイオフィルムは歯ブラシや歯間ブラ



シなどを用いて機械的にこすりとらない限り取り除くことはできません。洗口剤などのうがいなどでは予防することはできません。しかし、歯磨きでバイオフィームを取り除くためにはそれなりにコツがあるので一度、歯科医院で歯科衛生士から歯磨きの指導を受けてみるといいでしょう。歯周病になってしまった場合は早期に治療が必要となります。歯周病治療の本質はバイオフィームの除去にありますので歯磨きを徹底しながら、バイオフィームが付着しやすい歯石を取り除いたり、不適合な修復物を治したりします。重度の歯周病の場合はさらに歯茎の手術をおこなうこともあります。そして病状が安定した後は定期的なクリーニングメンテナンスを行うことにより歯周病の再発を予防していきます。

### う蝕

う蝕（虫歯）は歯の様々な箇所が発生します。歯の表面に発生するもの、歯と歯の間から発生するもの、歯の溝から発生するもの、銀歯や詰め物の隙間から発生するものなど様々な箇所から発生します。口臭の原因となるのは銀歯や詰め物の隙間から発生する虫歯です。虫歯で歯の上部が失われると、銀歯や詰め物を被せますが、この銀歯や詰め物と歯の間には細菌が自由に出入りできるだけの大きな隙間があり、内部に虫歯が発生しやすくなります。また銀歯や詰め物を入れている歯は神経を取り除く治療を行っていることが多く痛みを感じることなく虫歯が進行していき、自覚のないまま内部で壊滅的に進行し腐敗臭を漂わせていくこととなります。また、内部に虫歯が発生することにより神経を取り除いた根の中にまで細菌が侵入し、根の病気になることがあります。歯茎が腫れたり、歯茎にできものが出来たり、歯が浮いたような症状がある場合は根の病気になっている可能性があり、この状況になると相当強い腐敗臭がしてきます。その他に、放置されたままの虫歯も口臭の原因になります。発生当初の虫歯は痛みはなく、進行とともに歯髄（神経）に近づくにつれ痛みが出てきます。虫歯が歯髄に到達し感染を起こした時が痛みのピークとなり、そのまま放置すると歯髄が壊死し痛みは消失していきます。痛みを感じた時に治療ができればいいのですが、痛みが消えたことにより治ったと勘違いし放置してしまうと歯はどんどん腐っていき、強烈な臭いを放ちます。

### う蝕（虫歯）予防と治療法

う蝕の予防方法としてはやはり歯磨きが重要です。歯周病にも関連するバイオフィーム内の細菌によりう蝕は発生するので、歯磨きでバイオフィームを綺麗に取り除くことが最大の予防法となります。また、歯の表面を強化する役割としてフッ素も有効です。最近では市販されている歯磨き粉にもフッ素が含まれているものも多いので積極的に使ってみるといいでしょう。う蝕の治療法ですが、口臭の原因となる銀歯や詰め物の隙間から発生する虫歯は、銀歯や詰め物を外して丁寧に虫歯を取り除き、再度型取りを行い隙間の少ない被せ物に入れ直すしかありません。過去に神経を取り除いたことのある歯の銀歯や詰め物を外した時にう蝕の程度が大きい場合は、症状がなくても根管治療（根の治療）からやり直すことをおすすめします。症状はなくても細菌が歯周組織（骨）の中まで侵入している可能性があるため、きれいに消毒治療を行います。放置されていたう蝕の治療は様々な治療法があります。しかし、長年放置されている場合は抜歯に至るケースも珍しくありません。抜歯になってしまった場合はブリッジやインプラント、入れ歯を入れるなどの方法があります。状況により様々な選択肢があるのでかかりつけの歯科医院でよく相談されるといいでしょう。

### 最後に

口臭の最大の原因である歯周病とう蝕についてお話をさせていただきました。以前、洋服を買いに行った時のことですがとても素敵なお店で気に入った洋服も見つかったのですが、その対応をしてくれた店員の方の口臭がとてもひどく耐えかねてそそくさと会計を済ませて店を後にした経験があります。せっかくなので気分いい買い物のはずがが半分台無しになってしまったのは残念でなりません。社会人の方ですとせっかくのビジネスチャンスが口臭によってダメになってしまうなんて勿体無い話ですよ。アメリカでは人を評価する際に口元の印象を重要視するため、多くの方が矯正治療を行い歯並びを綺麗に整えたり虫歯や歯周病にならないよう定期検診に通う方がたくさんいます。一方、日本では口元の印象を整えるということは、決して優先順位が高くなく後回しになりがちではないでしょうか。新年度が始まるこのタイミングで是非一度お口の検診を受けてみてはいかがでしょうか。

— 令和2年度税制改正の大綱が令和元年12月20日に閣議決定されましたので、概要をお知らせいたします。—

## 令和2年度税制改正の大綱の概要

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 個人所得課税

#### ○NISA制度の見直し・延長

- ・つみたてNISAを5年延長する。（2023年まで20年の積立期間を確保）
- ・一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
- ・ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了する。

#### ○エンジェル税制の見直し

- ・法定の項目に抛らず「成長性」を確認し、都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に、認定クラウドファンディング業者を追加する。
- ・投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、設立後3年以上5年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業を追加する。

#### ○低未利用地の活用促進

- ・保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。

#### ○国立大学法人等に対する個人寄附の促進

- ・国立大学法人等への個人寄附について、その寄附収入がイノベティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できることとする。

#### ○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

- ・未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。
- ・寡婦（夫）控除について、
  - 寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円

（年収678万円））を設ける。

- 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者を対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27万円⇒35万円、個人住民税：26万円⇒30万円）

※法形式については検討中

#### ○国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

- ・所得要件（38万円未満）が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする。（※）個人住民税についても同様とする。

#### ○私的年金等に関する公平な税制のあり方

- ・私的年金等について、以下の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
  - DC（企業型・個人型）等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
  - 中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大
  - 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
  - ポータビリティの改善等

#### ○森林環境譲与税の見直し

- ・令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる。

### 資産課税

#### ○所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

- ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。



## 法人課税

### ○オープンイノベーションに係る措置

- ・事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間（5年）内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

### ○投資や賃上げを促す措置

- ・収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（現行：1割超）とする。
- ・大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（現行：90%以上）とする。

### ○5G導入促進税制

- ・超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

### ○連結納税制度の見直し

- ・連結納税制度について、企業グループ全体を

一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。（グループ通算制度への移行）

- ・地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずる。

### ○地方拠点強化税制の見直し

- ・地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充する。

### ○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる。

### ○電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

- ・電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率等の見直しを行う。

## 消費課税

### ○たばこ税（国・地方）の見直し

- ・紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。
- ・たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階（令和2年10月・令和3年10月）で引き上げる。

### ○消費税の申告期限の延長

- ・法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

### ○日本酒の輸出拡大に向けた取組み

- ・日本酒輸出用の製造免許（最低製造数量要件の適用除外）を新たに設ける。

## 国際課税

### ○国際的な租税回避・脱税への対応

- ・子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する

租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる等の見直しを行う。

## 納税環境整備

### ○電子帳簿保存制度の見直し

- ・電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。

### ○地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が電子で申告及び納入を行うことを可能とする。

○**国外財産調書制度等の見直し**

- ・国外財産調書制度について、税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重することとする。
- ・国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場

合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更正・決定できることとする。

○**利子税・還付加算金等の割合の引下げ**

- ・市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げる。  
(現行：貸出約定平均金利+1% → 見直し：貸出約定平均金利+0.5%)

**関 税**

○**暫定税率等の適用期限の延長等**

- ・令和元年度末に適用期限の到来する暫定税率(416品目)の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○**国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設**

- ・欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税の一時納付の税率について、当分の間、引き下げる。

—— 詳しくは、財務省ホームページをご覧ください。⇒財務省ホームページ(<http://www.mof.nta.go.jp/>) ——

# 国税専門官 募集!

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。2020年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

**①受験資格**

- (1)平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの者
- (2)平成11年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

**②申込受付期間**

申込みはインターネットにより行ってください。  
3月27日(金)9:00~4月8日(水)(受信有効)  
**申込専用アドレス**  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当  
(TEL011-231-5011内線2315)  
または旭川中税務署(TEL0166-90-1451)  
旭川東税務署(TEL0166-23-6291)  
にお尋ねください

**③第1次試験**

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】  
6月7日(日)

**④第1次試験合格者発表日**

6月30日(火) 9:00

**⑤第2次試験** 【人物試験及び身体検査】

7月8日(水)~7月17日(金)のうち  
指定する日

**⑥最終合格者発表日**

8月18日(火)



—— 特定建設業 ——  
**道内建設株式会社**

—— 一般貨物自動車運送業 ——  
**道内運輸株式会社**

取締役会長 **伊藤 けい子** 代表取締役 **高木 悟**  
本社 〒071-8112 旭川市東鷹栖東2条6丁目 電話(0166)(代)57-6260  
E-mail:donai@poppy.ocn.ne.jp FAX(0166) 57-6229



## 「消費税について」

旭川市立広陵中学校3年

木谷優那



私たちの身近にある税として、消費税があります。日本に消費税ができたのは、平成元年からです。3%だった消費税が平成九年に5%、平成二十六年には8%になりました。そして、今年の十月から消費税は10%になってしまいます。一体何のために消費税ができて、なぜ消費税を上げていているのでしょうか。

まず何のために消費税ができたのか調べてみました。その理由は三つあるそうです。一つ目は「税制全体のバランスをとるため」です。戦後の日本の税に関する制度は、所得税を中心としたものになっていました。しかし、経済や社会構造が消費の多様化やサービス化によって変化し所得水準が上昇することになってくると、時代に合わない制度が出てくることになります。そうした抜本的な税制の不均衡を解決するために消費税が導入されました。

二つ目は「個別間接税の問題点を解決するため」です。消費税が導入される前に物品税というものがありました。物品税は贅沢品の課せられる税金ではあるものの、国民の生活水準が上がってきたため贅沢品に手が届く人が増えてしまいました。そのため何を基準に贅沢品であるかという選別が難しくなりました。そこで消費税を導入することで個別に課税する問題を解決することができるといって消費税が導入されました。

三つ目は「高齢化社会の財源を確保するため」です。高齢化に伴い所得税をメインにした財源では枯渇する恐れがあります。所得税を納税している世代は二十歳～六十四歳が中心となっており、所得税を納税する世代に負担がかかります。消費税の導入によって所得税を納税する世代への不公平感や重税負担が払拭されます。年金や福祉に関する財源が今後増加することは確実であることから消費税が導入されました。

そしてなぜ消費税を上げていているのだろうか。それは特定の人に負担が集中せず高齢者を含めて国民全体で負担する消費税が高齢社会における社会保障の財源ふさわしいと考えられるからです。今後、少子高齢化により現役世代の負担が上がりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば一層現役世代に負担が集中してしまうことから消費税を上げていているそうです。

今回で消費税のことについてたくさん知ることができました。消費税のある理由が知れて、今までは消費税なんていらなと思っていただけ、少しでも国民が豊かにくらせるような努力がされているんだなと思いました。

自分が税に関わっているなんて考えたこともなかったけど、自分も納税者の一人ということが分かって、税に対する考え方が変わりました。

# 地元の元気をリードします!!

 **旭川しんきん**

# 働き方改革

## で求められるポイント



特定社会保険労務士 藤本紀美香

### ① 本質が伝わっていない働き方改革

今、『働き方改革』に関連する文言を目にしない日は無いと言っているほど、日本の経済・労働環境はめまぐるしく変化している。変化を迫られているという方が良いかもしれない。基本体力のある、いわゆる「大企業」においては、新システムを導入する資本力もあれば、取り敢えず、各人に有給休暇を取得させるだけの人員も揃っているところもあるだろうが、中小企業においては「全くの手つかず」といった企業も多いのではないだろうか。「変化を迫られている」との表現を用いたのには理由がある。

規模を問わず「全くの手つかず」の企業にとっては、文字通り「迫られている」わけだが、「新システムを導入する」とか、「取り敢えず有給休暇を取得させる」だけでは、本来の『働き方改革』は実現できないと考えるからである。ご承知の通り、「働き方改革」に関する議論は、数年前からすでに行われてきており、いきなり「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」）」は成立し、2018年7月に交付されたわけではない。交付から2019年4月1日に各法が順次施行まで

### ② 「働き方改革」は「働かせ方改革」でも「働かされ方改革」でもない

『働き方改革』と聞いて、まずイメージするのは「有給休暇の5日強制取得」や

「時間外労働の上限規制法制化」「同一労働・同一賃金」などといった、労働基準法改正、パートタイム労働法改正、労働契約法改正などに関わるポイントではないだろうか。

確かに、間違っていないし、法制化された以上、遵守すべく対応していくのが当然であるが、ここで一度確認して頂きたいのは「労働基準法等」ではなく、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」である。

この法律は「働き方改革関連法」により改正される前の「雇用対策法」であるが、その目的条文は

「第1条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職

業生活の充実、並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができ、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展、並びに完全雇用の達成に資することを目的とする」とある。

必要な施策を講じる（法律を改正する）のは国であり、その環境を整備する（法律を遵守する）のは事業主の責務だが、その前に労働者自身が「どう働きたいのか」、その有する能力を有効に發揮するために「何が必要なのか」を自覚することが必要で、主役が自分であることが認識できないと始まらない。

ここでは敢えて労働法規を逸脱したいいわゆるブラック企業で、劣悪な労働環境から抜け出すことのできない労働者については少し視点を外して論ずるが、組織の立場如何によらず、ある程度能動的に自律して働い



ている労働者にとつては、今回の改正は朗報であろう。

自分の働きたいように働ける環境を、会社とともに整備できるチャンスだからだ。

会社側にとつても、法改正への実務上の対応は、負担が大きいことは否めない。

だが、これまでの実質青天井だった時間外労働の規制はやはり必要であろうし、休日を確保することも各人の生活と仕事とのバランスを保つためにも、意義はあると言えるだろう（そもそも、福利厚生として各種特別休暇を設けていた会社にとつてはことさら負担が大きいところではあるが…）。

### 3 できることと、できないことを見極める

『働き方改革』といえば、『テレワーク』と思われるが、まさに言葉が独り歩きしているケースで、こればかりは職種により、向き不向きがある。

とつてはことさら負担が大きいところではあるが…）。

いずれにせよ、法律は改正され、会社は実務上対応せざるを得ない。

労働時間を客観的に管理できる新システムを導入することも間違つてはいないし、取り敢えず有給休暇を取らせることも、差し当たつては必要であろう。

だが、何よりもまず『働き方改革』の主役が労働者自身であることを労使で共有することが大切である。

『働かせ方改革』でも、『働かされ方改革』でもないのである。

が見える中小企業だと、意外と改革の近道になることもある。

先述の「どう働くか」と「何が必要なのか」に関わつてくるポイントになるが、思いのほか簡単に導入できる制度もある。

「他の従業員がいない時間の方が仕事に専念できる」という意見があれば、交替で時差出勤を認める制度の導入を検討すればいいし、有給休暇の半日取得を導入していない企業も、まだ見受けられる。

半日だけでも自由に使える時間があれば、仕事とのバランスも保ちやすくなるであろう。

### 4 マインドを変える働き方改革が求められる

因みに、この半日の有給休暇は労働者が希望して取得した場合には、「有給休暇の5日強制取得」に「0.5日」でカウントすることが可能である。

あとは、事業主の意向に大きくかわつてくるが、「断る勇気を持つ」ことも必要である。

慢性的な人手不足と言われる現状で、一人一人の労働者への負担は増幅しており、機械化等の設備投資にも限界がある。

会社の利益があつて、初めて労働者の雇用も守られるわけだが、それがオーバーワークにつながるのであれば、本末転倒である。

能動的に考えられるように、伝え続けることが重要である。

ある労働者にとつて、それは「休み方改革」かもしれないし、大げさに言えば「生き方改革」になるかもしれない。

働くというものは有形無形の付加価値を生むことである。

限られた条件の中でいかに付加価値を生むか、つまり生産性を上げるといふ問題は、労働者自身が主役になつて考えないと解決することはできない。

また、事業主は生産性が上がらない責任を労働者に押し付けることがあつてはならない。

生産性が向上するような環境を整備する責任は事業主にあるからだ。

『働き方改革』で求められること、それはマインドを変えることである。

当事者として『自らの働き方に責任をもつ』というマインドに変えることが働き方改革の本質なのである。

# 怒りの感情、鎮められるのは自分自身です

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木 勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

## つい部下に大声を出してしまった 営業リーダー

30代後半の営業職Aさんからの相談でした。経験10年以上。顧客先へ何度も足を運び、時には接待ゴルフによって親しい関係づくりに奔走してきました。土日も出勤することが多く、家庭では妻や幼い子どもの相手はあまりできていないということです。しかし仕事への努力が実って、それなりに数字も出し、現在のチームリーダーから管理職昇進も噂されていました。相談の中心は「自分から何も努力しないで、ただ指示されただけで動いている若い後輩の態度が許せません。つい“お前とは一緒にやれない、と声高に発言してしまいました。昔から切れやすいタイプです。このまま怒りの感情を抑えられないままではまずいと思っています」という内容です。パワハラが問題化するケースです。それでもこうして相談してきたことは本人も反省していることの表れと受けとめ、怒りは人間の感情のひとつと説明し、怒ることはダメという考えは持たないように話し合いました。

## 怒りの感情を抑えることもストレスに

このAさんの相談について皆さんはどう思うでしょうか。仕事熱心で自分本位という解釈もできるでしょう。仕事と家庭の両立という観点からも問題があるかもしれません。

ここでは怒りの感情のメカニズムと対処について考えてみました。怒りは、たくさんある感情のひとつです。良い悪いではなく、怒りも生きるためのエネルギーに繋がっています。怒りの感情はエネルギーが強く、そのまま出すと周りの人に悪影響を与えることとなります。ただし、この感情に蓋をしてしまうとストレスが強くなります。

そんな場面で「あっ、いま自分は怒っているん

だ」と気づき「分かったよ。怒っているんだ。腹が立つよ」と受けとめる“もう一人の自分、を登場させてみませんか。それだけでかなり違うはずです。感情に任せた言動はセーブされるでしょう。少し気分が落ち着いたら冷静な考えや判断が戻ってくる可能性もあります。

## 「なるほど」「そういう考え方もあるか」 という受けとめ方を習慣づけよう

「なるほど」「そういう考え方もあるか」という受けとめ方を習慣づけよう

アンガーマネジメントという言葉聞いたことはあると思います。怒りのコントロールに関するたくさん本が出てきます。そして「6秒ルール」という言葉も。これは人の怒りの感情はピークから6秒で鎮まるという理論が背景にあります。6秒の間に深呼吸や数を数えることなどがお勧めです。「あっ、いま怒っている」と気づくことで6秒が過ぎるのを待つこともできるでしょう。

怒りの対象から意識を遠ざける方法も怒りのコントロールのひとつです。例えば、上司や部下に怒りを感じた時「自分はこの人とは次元が違う」と考えることは結構効果があります。その場から離れることもいいでしょう。

対人関係を悪化させない極意を紹介します。反論したり攻撃するのではなく「それもそうだね」と相手を柔らかく受けとめることです。「なるほどなあ」「そういう考え方もあるな」などはいかがですか。自分の意見はあくまでも一つの考え方、他人の意見もまた一つの見方、ととらえ、お互いに「そういうことも言えるかな」という思いに達すれば上出来です。受けとめ方をちょっとずらすことが鍵です。ここでの結論は「怒っても状況は変わらない」ことです。Aさんとはこのような話をして別れました。暗に仕事人間からの脱却も期待して。



# 職場の人間関係、想いの伝え方でも変わります

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木 勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

## 新しい上司の態度に みんなが困っています…

20代後半でメーカーの総務部門で経理全般を担当するAさんは、社歴6年の女性社員。経験も積んで業務量も多くなり、責任も増してきました。忙しくなって、ついデスク周辺の整理・整頓にも気が回らなくなりがちでした。

5か月前に課長が交代しました。同じ総務部内の昇進で、過去に経理担当の経験があります。事あるごとにイライラするタイプで、細かな注文に課員の多くが困っていました。ある日Aさんが、処理しなければいけない案件が溜まり、パソコンに向かっていた時、「ちょっとAさん、こっこの仕事も頼むよ」と厚めに束ねられた書類を机に置きました。Aさんは数字入力に集中していたので、途中で操作をやめることができず、返事ができませんでした。ちょっとまずい、と思ったとたんに「その態度はなんだ」「返事ぐらいできないのか」と上司の怒りの言葉が出ました。課内はああまたか、という雰囲気になりました。同僚は課長が変わって欲しいと思っていたので、気まずそうな顔をしているAさんには同情的でした。

## 望ましい伝え方— 自己表現3つの柱

さて、困った状況です。この場面で悪いのは誰ですか、と聞けば、一方的に怒った課長とか返事をしなかったAさん、という答えが出るかもしれませんが。実はこのような場面で犯人探しをしても解決には結びつきません。この困った状況に焦点を当てて打開するという視点を持つことが重要です。

このAさんのケースでの大事なことは言葉の伝え方です。3つの柱があります。①その時の気持

ちを言葉にして伝える②事実を伝える③そして提案する—の3つです。お聞きになった方もいると思います。アメリカで生まれたアサーティブな自己表現です。

例えば今回の事例での①は課長の態度に対して「仕事を片づけなければと焦っていました」となるのでしょうか。②の場合は、例えば「いま私は今日中に片づけられない仕事が残っていて何とか時間内に終わりたいと集中していました」と事実を伝えることがいいでしょう。そして③の「課長が依頼する案件と、いまやっている仕事のどちらを優先した方がいいでしょうか」と提案する流れになれば、課長の言動も変わる可能性があります。効率的に気持ちよく仕事を進めることがゴールなら、感情を言葉にして示し、事実を伝え、そして提案という自分を主語にした表現がスタートになります。

## 言葉と態度を一致させましょう

言葉で伝えているのに、伝わっていないように思える場面も結構あります。その一つが「態度が邪魔しているから」です。「困っているんです」と笑いながら言う。「ありがとう」とムツとしながら言う、などがその例です。表情や姿勢が伝えたい言葉と合致していることが大事です。ぎこちない、手が落ち着きなく動いている、頭が下がっている、など癖が影響しているかもしれません。周りの人に聞いたり、鏡を見て自分で気づくことも試してみてください。Aさんと課長の最初の場面は、言葉のやりとりになっていません。感情を表に出したまま自分本位の課長に対して、Aさんにも素直さが欠けていたようです。

自分の想いの伝え方の3つの要素を示しました。その際にはできるだけ具体的に、簡潔に伝えるように自分の中で整理することも心がけてください。

## 新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(R1.10.7~R2.3.6)

## ● 親 会

### (株)IDFホールディングス

〒071-8154 旭川市東鷹栖4線10号3番地12 TEL 57-0730  
代表者 池田和広 FAX 57-0731

### (株)大丸ホーム

〒070-0875 旭川市春光5条8丁目13番7号 TEL 51-0020  
代表者 田中裕輔 FAX 51-0155

### 合資会社 アパッシュ

〒070-0876 旭川市春光6条9丁目2番16号 TEL 52-2397  
代表者 川上昌博 FAX 54-3940

### (株)鷹栖自工

〒071-1211 上川郡鷹栖町北1条1丁目1番16号 TEL 87-2141  
代表者 栗林慎治 FAX 87-2145

### 荒 格夫 税理士事務所

〒070-0876 旭川市春光6条1丁目4番30号 TEL 55-0788  
代表者 荒 格夫 FAX 55-0788

### 高橋商店

〒070-0033 旭川市3条通1丁目1640-26 TEL 080-3694-1568  
代表者 高橋俊行

### 税理士法人 MKパートナーズ

〒070-0035 旭川市5条通13丁目1578番地の3 TEL 23-9424  
代表者 片山秀一 FAX 23-9425

### (株)土木開発センター

〒070-0824 旭川市錦町13丁目2949番地 TEL 54-4111  
代表者 内山義章 FAX 54-4194

### 串し揚げ居酒屋 名なし

〒070-0971 旭川市春光1条9丁目15-12 松倉コーポ1F左 TEL 64-6378  
代表者 佐々木康人 FAX 64-6378

### (株)MISSION

〒071-8111 旭川市東鷹栖東1条1丁目119番地27 TEL 57-3305  
代表者 小野友二 FAX 57-0400

### 佐藤聡事務所

〒070-0824 旭川市錦町21丁目2162-77 TEL 51-8070  
代表者 佐藤 聡 FAX 51-8070

### (株)ミネルヴァ

〒078-8338 旭川市南8条通25丁目1109-44 TEL 090-7059-7995  
代表者 日向野慎平

### (株)サンライトホーム

〒070-0871 旭川市春光1条9丁目1番26号 TEL 85-7485  
代表者 金子洋一 FAX 85-7486

## ● 青年部会

### (株)商工組合中央金庫旭川支店

〒070-0035 旭川市5条通9丁目1703番地81 TEL 26-2181  
代表者 本間誠一 FAX 24-3869

### (株)アートホテルズ旭川

〒070-0037 旭川市7条通6丁目 TEL 25-8811  
総支配人 草嶋一介 FAX 25-8839

### 大成測量設計(株)

〒070-0039 旭川市9条通13丁目24-383 おみビル2階 TEL 76-4885  
代表者 高島信朗 FAX 76-4886

### (同)グロウコンサルタンツ

〒078-8218 旭川市8条通24丁目353-101-205号 TEL 73-5707  
代表社員 掛川 晃 FAX 73-6787

土木・建築用コンクリート製品製造販売



代表取締役社長 山下裕久

本社/旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地  
TEL (0166) 57-2011

旭川支店/旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地 TEL (0166) 57-2013

札幌支店/札幌市豊平区月寒中央通1丁目2-14 TEL (011) 851-2345

道東支店/網走郡美幌町字野崎65番地 TEL (0152) 72-3327

東京支店/東京都港区高輪2丁目16-3 TEL (03) 5447-5981  
ダンケ高輪ビル

# 事業報告

10月から3月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

注) ※印は旭川東法人会との共催

## 10月 October

- 1日(火) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル』第1回実行委員会※
- 1日(火) 青年部会税務研修会／第23回親睦ボウリング大会※
- 3日(木) 第36回法人会全国大会〈三重大会〉
- 16日(水) 第1回組織委員会※
- 18日(金) 第20回北海道法人会女性部会全道大会<札幌大会>
- 25日(金) 広報誌「旭川中法人会だより第89号」発行
- 30日(水) 第3回理事会

## 11月 November

- 5日(火) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル』第2回実行委員会※
- 8日(金) 第33回法人会全国青年の集い〈大分大会〉
- 17日(日) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル! 2019』※
- 26日(火) 第1回事業研修委員会※
- 28日(木) 税務研修会※

## 12月 December

- 3日(火) 鷹栖北野小学校における租税教室※
- 3日(火) 青年・女性部会合同税務研修会／第27回ミニきき酒会
- 11日(水) 北光小学校における租税教室※
- 12日(木) 神居東小学校における租税教室※
- 13日(金) 女性部会幹部会議※
- 19日(木) 令和2年度税制改正提言活動※
- 19日(木) 青連協道北ブロック地区会
- 20日(金) 東光小学校における租税教室※

## 1月 January

- 23日(木) 第2回広報委員会※
- 24日(金) 朝日小学校における租税教室※
- 27日(月) 新春講演会／新年交礼会※
- 28日(火) 西神楽小学校における租税教室※
- 30日(木) 東五条小学校における租税教室※

## 2月 February

- 4日(火) 四団体合同新春研修会／ニューイヤーパーティ※
- 17日(月) 新設法人説明会※
- 21日(金) 実務者向け税務研修会
- 25日(火) 女性部会第3回役員会※

## 3月 March

- 19日(木) 第4回理事会
- 23日(月) 広報誌「旭川中法人会だより第90号」発行



▲女性部会全道大会懇談会(札幌)



▲第27回ミニきき酒会懇談会



▲旭川東法人会との合同新年交礼会



▲四団体合同ニューイヤーパーティ



▲女性全道大会(旭川)に向けて役員会

地域の未来に“ワクドキ”を。

# 旭川トヨタ

本社／旭川市4条通2丁目 ☎0166-22-6111

お客様相談テレホンフリーダイヤル

0120-036767

★旭川トヨタホームページ★

<http://www.asahikawatoyota.jp/>



### 旭川市内

- 旭川店 ☎0166(22)6112
- タムザ神居 ☎0166(61)6111
- 永山店 ☎0166(48)1971
- U-Carステーション ☎0166(61)0120
- 末広店 ☎0166(54)2911
- 東旭川店 ☎0166(36)2333
- 東光店 ☎0166(32)0333

### 旭川近郊・道北地区

- 稚内店 ☎0162(23)4680
- 枝幸店 ☎0163(62)1611
- 留萌店 ☎0164(42)2555
- 羽幌店 ☎0164(62)2541
- 名寄店 ☎01654(2)3166
- 士別店 ☎0165(23)3591
- 富良野店 ☎0167(22)3175
- 深川店 ☎0164(23)4311

### 北見・紋別・網走地区

- 北見店 ☎0157(24)2191
- 美幌店 ☎0152(73)4151
- 紋別店 ☎0158(24)3161
- 遠軽店 ☎0158(42)3195
- 網走店 ☎0152(43)4331
- 斜里店 ☎0152(23)3191

毎週火曜日、第1・3月曜日、祝日は定休日です



# 地域逸品

## ユネスコ創造都市旭川のこれから

### 美意識や感性を磨き 新たな地域活性化を

あさひかわ創造都市推進協議会 会長 渡辺 直行

2011年に六本木の美術館『21\_21デザインサイト』で開催された“倉俣史郎とエットレ・ソットサス” 展会場の壁に「人間は、知識ではなく、五感で知覚している」と大きなメッセージが掲げられていた。1980年代にイタリアで活躍したポストモダニズムの旗手工業デザイナーのソットサスが遺したその言葉を目にした時の新鮮な驚きを私は今でもはっきりと覚えている。

#### ●デザインの役割

20世紀は物の豊かさを求め続けた時代であった。ヴァイマル共和政期のドイツにデザインと建築の学校「バウハウス」が設立されたのは100年も前のことである。以来、機能性や経済性を重んじたその教えは急速な工業社会の発展と同調しながら、今日まで工業デザインの規範とされてきた。便利で廉価な工業製品は、私たちに快適な暮らしをもたらしたと言える。一方で産業の発展は資源の過剰消費につながり、気候変動など容易には解決しがたい地球的規模の問題を生み出してしまった。同時に、便利な道具は元々人間が持ち合わせていた身体機能を退化させてしまった。

こうした科学技術が進歩した結果生じた複雑を極める現代の問題解決には、理性や論理だけではなく、五感を覚醒させて美意識を磨き直観力を鍛えることが大切だと言われている。ソットサスの時代から40年が過ぎ、自然と社会と人間の調和を図るためにデザインが新たな役割を担う時代の到来である。一昨年に特許庁と経産省が「デザイン経営宣言」を発表したのも時代の必然であろう。



旭川デザインセンター

森とデザインのまち旭川  
世界に40あるデザイン都市に認定



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

City of Design  
ASAHIKAWA



Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2019

## ●森とデザインのまち

日本最北の島北海道の中心に位置する旭川市は、亜寒帯湿潤気候帯に属している。四方を山並みに囲まれ多くの河川が流れる雄大な自然は、四季折々に装いを変え多様性に富む生態系を育んできた。

戦後、大雪山系の豊富な広葉樹資源を背景に林産業や家具産業等が発達したが、その後は道産材に替わり入手の容易な輸入木材が市場のほとんどを占めるようになってしまった。しかし、最近の調査では北海道に於ける広葉樹の蓄積量は増えているとのことから、旭川家具は2014年より「この木の家具・北海道プロジェクト」と銘打って道産広葉樹の活用を進めている。その結果、旭川家具全体の道産材使用率は40%を超えるまでになった。



この木の家具・北海道プロジェクト

旭川市に於いては1976年の旭川デザインシンポジウムを皮切りに1987年、1988年にはデザインフォーラムを実行し、1990年からは3年に1度の国際家具デザインフェア旭川（IFDA）を開催してきた。2017年には記念すべき10回目を迎え、今年2020年7月には第11回目のIFDAを予定している。さらに、2015年からは旭川家具が中心となり、市民にデザインを啓発する取組としての旭川デザインウィークを毎年開催することとし、6回目の今年はIFDAとの併催になる。旭川家具にとって森とデザインは重要なキーワードなのである。

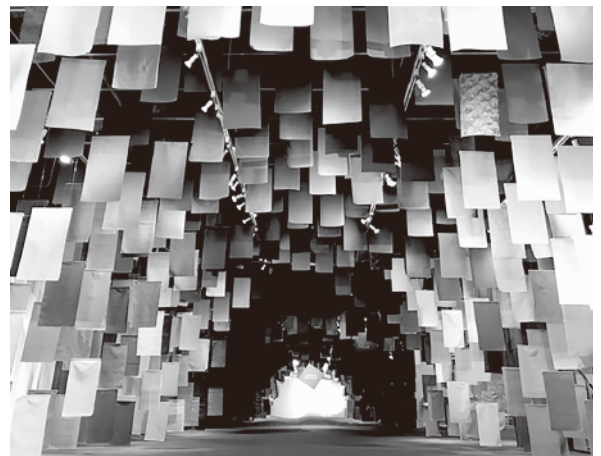
## ●ユネスコ創造都市ネットワーク・デザイン都市

昨年10月に旭川市は、ユネスコ創造都市ネットワークにデザイン分野で加盟を認定された。

一昨年11月の旭川市長選挙の際、西川市長が公約に掲げたことをきっかけに申請に向けた準備が加速され、さまざまな関連イベントも開催された。前評判としては厳しいとの予想もあったが、既にネットワークに加盟している都市の協力や関係者の努力により認定されるに到った。

ユネスコはパリに本部を置く国際連合教育科学文化機関であり、北海道の知床などユネスコ世界遺産でも馴染みが深い。ユネスコ創造都市ネットワークは、チャールズ・ランドリーが1995年に発表した「創造都市」を基に、アジアから初選出のユネスコ事務局長である松浦晃一郎氏が在任中の2004年に採用されたプロジェクトである。文学、映画、音楽、工芸、デザイン、メディア・アート、食文化の7分野があり、世界で83か国246都市がその認定を受けている。我が国では神戸市、名古屋市、金沢市、札幌市、鶴岡市、浜松市、丹波篠山市、山形市に続き旭川市が9番目の創造都市となった。また、デザイン分野での加盟は神戸市と名古屋市に次ぐ3都市目であり、旭川市は、世界に40あるユネスコ・デザイン都市の仲間入りを果たしたのである。

旭川市には、国際デザイン都市としてデザインを基軸とした地域の活性化が期待されている。地域の強みを活かすために、美意識や感性を磨き直観力を鍛えて産業、文化、観光や暮らしを豊かにすることが望まれる。デザイン都市旭川市の未来戦略が胎動を始めた。



旭川デザインウィーク2019 スペシャルインスタレーション

# 日本公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしております。

## 日本公庫（国民生活事業）の融資の特徴

- 事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。
- 新たに事業を始める方もご利用いただけます。
- 無担保・無保証人での融資もお取り扱いしています。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

お手続きの流れ ～お申込みいただく際は、お気軽にご相談ください～

### お申込

以下の書類をご提出いただきます。

- 借入申込書
- 最近2期分の確定申告書・決算書、試算表（決算後6ヵ月以上経過している場合等）
- 企業概要書（初めてご利用の方）
- 見積書（設備資金の場合）
- 履歴事項全部証明書（法人の方）

### ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。
- 営業状況（計画）や資産、負債のわかる書類をご準備ください。
- 店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

### ご融資

- ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします。
- ご契約手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金します。

## ～教育資金を必要とされるみなさまへ～

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

あなたの“未来”応援します！

## 国の教育ローン



ご入学前の  
まとまった費用  
の準備が可能！

固定金利・  
長期返済が  
可能！

40年以上の  
取扱実績！

ご融資額 350万円以内  
（お子さま1人あたり）

【ご相談・お問い合わせは】  
教育ローンコールセンター



0570-008656  
（または 03-5321-8656）

受付時間 月～金曜日/9:00～21:00 土曜日/9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/3）はご利用いただけません。

詳しくは Web で！ [国の教育ローン](#)

[検索](#)



日本政策金融公庫  
旭川支店 国民生活事業

〒070-0034

旭川市4条通9丁目1704-12 朝日生命旭川ビル1階

（電話）0166-23-5241